府令・省令

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五並びに対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第一項第七号、第六条の五第一項及び第十条ただし書の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の三号を加える。

七　法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）であつて、当該上場会社等の各株主（令第二条第一項に規定する外国法人等（以下「外国法人等」という。）又は同項に規定する他の会社（令第三条第一項第六号に規定する上場会社等を除く。）に限る。）が直接に所有する当該上場会社等の株式の数（当該株主を令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するものに限る。）が所有する当該株式の数を含む。以下同じ。）の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものが行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は令第二条第九項各号に掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。）

八　法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は令第二条第一項に規定する他の会社（令第三条第一項第六号に規定する上場会社等を除く。）でないものが行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は令第二条第九項各号に掲げる行為のうち、金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受け（同条第六項第三号に係るものを除く。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

第七条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第三条第二項第九号に掲げる行為を行つたものが、当該行為に係る上場会社等の株式の取得を行つた日の翌日に所有することとなつた当該上場会社等の株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有することとなつた当該上場会社等の株式について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行つた日の属する月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

3　前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合に限る。）が所有する当該上場会社等の株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有の状況について、別紙様式第十九による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

第十条第一項中「第七条第二項から第四項まで」を「第七条第四項から第六項まで」に改める。

別紙様式第十一を次のように改める。

別紙様式第十一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式の取得等に関する報告書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名		責任者記名押印又は署名
	住所又は主たる事務所の所在地	国籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	資本金	
	報告者となる法的根拠（該当分に○）	イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　イ又は役員の過半数を占める本邦法人等　ホ　イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの	
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者記名押印又は署名	
	住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者電話）		